



2022年5月23日

各位

会社名 岩崎電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 義剛
(コード: 6924 東証プライム市場)
問合せ先 人事総務部長 大木 昌一
(TEL. 03-5846-9015)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議するとともに、2022年6月28日開催予定の当社第107回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ・ 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ・ 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 監査体制の充実・強化を図るため、現行定款第31条において定める監査役の員数を1名増員し、4名以内から5名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項	第3章 株主総会 < 削除 >

に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
--	--

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">〈 新設 〉</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>4名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">〈 新設 〉</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以上